

平成29年度
国の施策等に関する重点政策要望

平成28年12月

熊 本 市

国におかれましては、本年 4 月に発生した熊本地震により甚大な被害を受けた本市に対し、これまで、被災者の生活支援をはじめ、激甚災害の指定、予備費の使用や第二次補正予算編成等、機動的かつ迅速なご対応と適切な財政措置を講じていただき、深く感謝申し上げます。

本市は、昨年度末に「熊本市第 7 次総合計画」を策定し、まちづくりの基本理念として「地域主義」を掲げ、「上質な生活都市」を実現するための施策を実施していくこととしておりました。

しかしながら、熊本地震の発生により、震災からの早期の復旧・復興が急務となり、去る 10 月、「総合計画」の中核として、熊本地震からの復旧・復興に向けた取組を位置付けた「熊本市震災復興計画」を策定しました。

今後は、この計画のもと、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けた歩みを進めてまいります。そのためには莫大な経費が必要となります。

国におかれましては、本市の熊本地震からの創造的復興の実現に向けた取組に対する支援措置について、今後の予算編成等におきましても柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成 28 年 12 月

熊本市長 大 西 一 史

目 次

[財務省関係]	P 1
[内閣府関係]	P 3
[総務省関係]	P 7
[文部科学省関係]	P 13
[厚生労働省関係]	P 19
[経済産業省関係]	P 23
[国土交通省関係]	P 29
[環境省関係]	P 41

財務省

地方負担最小化のための継続的な財政支援

【財務省】

本市では、8月補正予算編成時点で、公共施設等復旧経費として1,460億円、被災者支援や生活再建支援関連経費として870億円を見込んでおり、そのうち、本市の実質的な負担は220億円にも上ると試算しております。

一方、歳入においては、市税の大幅な減収等も見込まれる中、今後もしばらく引き続き、被災者の暮らしの再建や地域経済の回復など、震災からの復旧・復興には多額の経費が必要となっており、まいる。

このようなことから、現在、各省庁に補助制度の創設や制度拡充など最大限の支援をお願いしておりますが、復旧・復興には相当の期間を要します。

つきましては、財政面で安心感を持って復旧・復興を成し遂げていくことができるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、熊本地震からの復旧・復興に関しては、本年度、新たな補助制度の創設や、補助率のかさ上げ、県の設置する復興基金に対する交付税措置等ご対応いただいておりますが、地方負担最小化のため、次年度以降も特別な財政支援を継続していただきたい。

【被害額（8月末日現在）】

区分		主な内容	被害額 (億円)
1	医療・福祉施設	介護・福祉施設、医療施設等	455.5
2	水道施設	水道施設、工業用水道等	26.6
3	公共土木施設	河川、道路橋りょう、公園、下水道	244.2
4	農林水産関係	農林水産関係施設、農作物、農地等	187.5
5	文教施設	学校、社会教育施設等	302.2
6	その他の公共建築物等	庁舎、市営住宅、産業施設、市電等	78.2
7	廃棄物処理	廃棄物処理施設、廃棄物処理費用	443.1
8	商工関係	製造業、商業、宿泊業（建物被害）	1,720.0
9	文化財	国・県・市指定文化財、未指定文化	784.1
10	建築物（住宅関係）	住家、家財、宅地	12,121.5
計			16,362.9

内閣府

被災者生活再建支援制度の拡充

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、観測史上初となる 2 回の震度 7 の地震や過去に例を見ない余震の継続により、多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が生じております。

現行の被災者生活再建支援制度では、半壊（解体世帯を除く）や一部損壊世帯等が制度の対象外となっておりますが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用を要し、被災者の生活再建の障害となっております。また、宅地の被害が被災者の迅速な住宅再建の大きな障害となっている状況です。

つきましては、被災者の生活再建が迅速に進むよう、次のとおり要望いたします。

- 一、半壊世帯への柔軟な対応（50 万円の基礎支援金の支給対象とする）や一部損壊世帯への支援の拡充と、住宅の建築・購入等の場合の加算金支給とは別に、宅地の復旧に対しても加算金を支給（100 万円）していただきたい。

【支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
複数 世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

災害援護資金の無利子化

【内閣府】

低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」がありますが、平成 24 年 7 月に発生した九州北部豪雨災害の際は熊本県における利用実績が 0.3%でした。平成 28 年熊本地震においても、利用実績が著しく低い状態となっております。

本資金の利子 3%は、一般金融機関の現行貸付利率と比べて非常に高く、低所得者層を対象とする融資制度として利用しやすい制度とは決して言えない状況にあります。

つきましては、被災者の生活再建が迅速に進むよう、次のとおり要望いたします。

- 一、被災者の返済に係る負担軽減を図ることで、金銭的に困窮している被災者にとって利用しやすい制度となるよう、東日本大震災と同様、利子 3%を免除する特例措置を講じていただきたい。

【災害援護資金貸付制度 利用実績】

災害名	都市	利率	利用実績
平成 28 年熊本地震	熊本市	3.0%	0.25% (H28. 10. 30 時点)
東日本大震災	仙台市	無利子	5.79% (H24. 12. 31 時点)

※ 災害援護資金利用実績（貸付決定数／り災証明発行世帯数）

熊本市（H28. 10. 30 時点）

・ 貸付決定数 272 件、り災証明発行世帯数 108,820 世帯

仙台市（H24. 12. 31 時点）

・ 貸付決定数 14,598 件、り災証明発行世帯数 252,154 世帯

総務省

被災地消防本部の復旧支援

【総務省】

今回の地震では、災害時の要である消防庁舎等に深刻な被害を与えており、大きな被害を受けた消防庁舎では、今後の防災拠点としての役割が担えないおそれがあります。

しかしながら、その機能回復のための費用負担は大きく、本市の復興に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

つきましては、一日も早い被災消防本部の機能回復のため、次のとおり要望いたします。

一、平成 28 年熊本地震も東日本大震災の際に創設された「消防防災施設災害復旧補助制度」の対象に含めるなど、消防庁舎等の改修（修繕）費用についての財政措置を講じていただきたい。

【復旧経費（概算）】※ 車両及びシステム復旧除く (単位：千円)

区 分	H28	H29	H30	計
消防庁舎	49,900	56,529	190,728	297,157
消防水利	3,000	912	0	3,912
消防団機械倉庫	7,400	1,953	25,382	34,735
合 計	60,300	59,394	216,110	335,804

○「消防防災施設災害復旧費補助金」

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

※ 残り 3 分の 1 の地方負担分については、通常の特別交付税とは別枠となる「震災復興特別交付税」の対象（実質、地方公共団体の負担は 0）

○ 現状

災害復旧事業債（一般単独）

起債充当率 100%、元利償還金の 47.5～85.5%を基準財政需要額に算入

下水道施設災害復旧費に係る地方財政措置の拡充

【総務省】

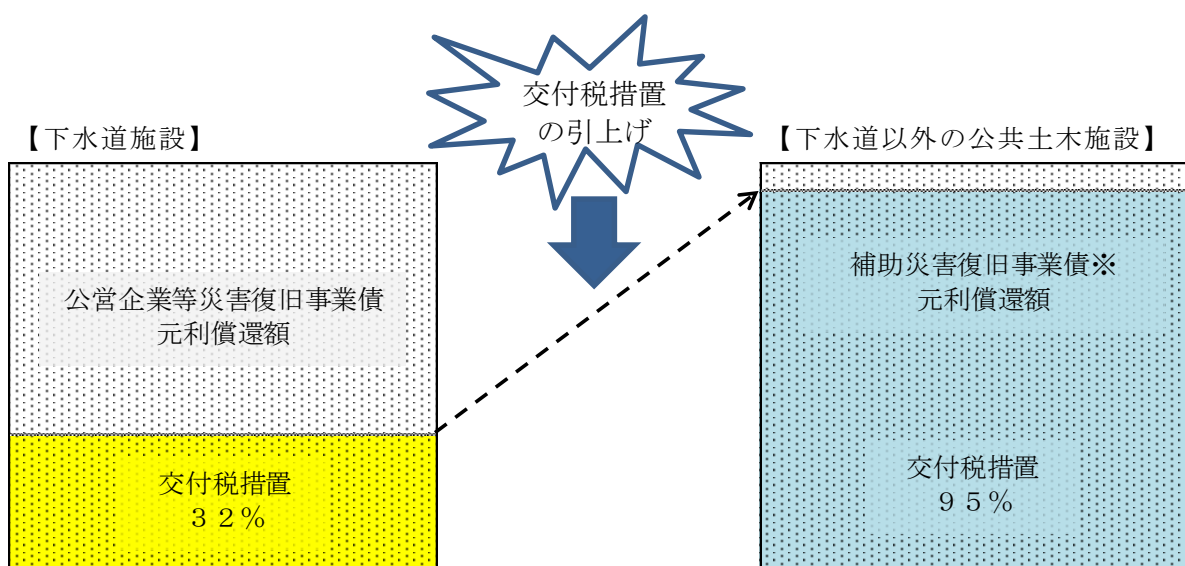
国庫補助を受けて実施する下水道施設災害復旧事業の補助裏債や単独災害復旧事業に充当する企業債については、後年度元利償還の 32% が特別交付税により措置されますが、道路や公園などに係る公共土木施設の補助災害復旧については普通交付税により、95%が措置されることになっています。

下水道施設は道路や公園と同様、公共施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する公共土木施設でありながら、このように交付税措置の違いがあります。

下水道事業が地方債区分上、公営企業該当事業であるためこのような取り扱いになっていますが、災害復旧費用についてまで使用料により回収することを前提とするならば、市民に対して著しく高額な使用料を課すこととなり、市民負担が多大になります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、道路や公園などの公共土木施設と同様、補助裏については、95%の交付税措置とともに、単独災害復旧事業についても補助同様の地方財政措置を講じていただきたい。



※公園等の公共土木施設の復旧事業に充当

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政的支援

【総務省・文部科学省】

熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧には相当の期間と多額の経費を要します。

しかしながら、国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はありますが文化財所有者の負担もあり、また、国指定以外の文化財については、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となり、文化財の復旧が進まない可能性があります。

つきましては、これらの文化財を確実に将来に守り継承していくため、次のとおり要望いたします。

一、国指定文化財等の復旧に向けた継続的な財政的支援及び助成制度を拡充していただきたい。

一、県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の復旧についての助成制度を創設していただきたい。

一、指定文化財の災害復旧に要した負担額（民間所有者への市補助金を含む）に対する確実な特別交付税措置を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

	現行	要望内容
一 国指定文化財等への継続的な財政的支援及び助成制度の拡充	・国指定：70～85%補助 ・国登録：設計費のみ70～85%補助	・国指定：70～85% ⇒支援の継続＋<u>補助率嵩上げ</u> ・国登録：設計費70～85% ⇒支援の継続＋補助対象の拡大（設計費＋工事費）＋<u>補助率嵩上げ</u>
二 県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定文化財：補助制度なし ・未指定文化財：補助制度なし	・<u>国庫補助制度の創設</u>
三 指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置： (地方負担額×0.8)	・<u>特別交付税措置(地方負担額×0.8)の確実な実施</u>

宅地再建に必要な制度拡充等

【総務省・国土交通省】

熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生しており、熊本市における被害件数は約 7,200 件となっています。

このような中、平成 28 年度分の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化対策については、国より既にご支援を頂いているところですが、平成 29 年度以降も、その取り組みを推進し、被災者の一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、宅地再建が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、宅地耐震化推進事業において、

- ・ 高さ 2m 以上の擁壁崩壊について国庫補助の対象としていただきたい。
- ・ 地方財政負担の最小化のために特別な地方財政措置を行っていただきたい。
- ・ 補助率嵩上げ、事業の推進に必要な予算の確保をしていただきたい。

一、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業において、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【擁壁崩壊被害】



【液状化被害】



文部科学省

児童生徒の心のケアについて

【文部科学省】

熊本地震後、これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を4回行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。このように、熊本地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

現在、震災に伴うスクールカウンセラーの派遣について、文部科学省から全額国庫補助による財政措置を受け実施しており、被災児童への心のケアのための有効な手段であると実感しております。一方で、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあることから、今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援を継続していただきたい。

【カウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果】

(単位：人)

	1回目 (5/13)	2回目 (6/3)	3回目 (7/7)	4回目 (9/21)
必要人数	2,143	1,834	1,159	828
うち、新たに必要となった人数		1,215	563	396

【総事業費】 2億5千万円程度

〈平成28年度〉

- ・緊急派遣スクールカウンセラー分（他都市からの派遣分）
約 145,000 千円（毎週15人から32人程度を学校課業日に派遣）
- ・本市スクールカウンセラー分（SC30人による震災対応分のみ）
約 17,000 千円

〈平成29年度～平成32年度〉

- ・震災対応分（年間 約4,400時間）
約 22,000 千円（年間）×4ヶ年＝約 88,000 千円

教育環境の改善について

【文部科学省】

熊本市の夏は連日、真夏日や猛暑日を記録し、児童・生徒が一日の大半を過ごす教室内の温度は、学習する環境としては極めて厳しい状況です。そのため、児童・生徒が健康で快適に学習できるよう、より良い教育環境を整えるため、平成 27 年度から空調設備の整備に向けた準備を進めて参りました。

そのような中、平成 28 年熊本地震の発生に伴い、多くの学校が避難所として利用され、長引く避難生活の中で、生活・衛生環境の向上のため空調設備の整備が必要とされたことから、極めて重要かつ緊急度の高い事業であるとして認識したところです。

また、児童・生徒が、障がいのあるなしに関わらず、共に支えあい、助け合いながら、安全に学校生活を送ることができるよう、これまでも「学校施設バリアフリー化推進指針」等に基づきスロープや手すり等の設置を行い、さらに本年度からは既存学校施設においてもエレベーターの設置を行っているところです。

つきましては、今後もこうした様々な教育環境の改善を計画的に進めていくことができるよう、次のとおり要望いたします。

一、教育環境の改善のため、空調設備整備、エレベーターや多目的トイレの設置等の整備に伴う国庫補助については、必要な事業予算を確保していただきたい。

特に小・中学校の空調設備整備については、先行して申請した中学校全校の空調設備及び小学校 46 校の空調設備設置の採択をいただいたところですが、小学校の残り 46 校分についても継続して取り組む必要がありますので、新年度（平成 29 年度）事業として実施できるよう特段の配慮を講じていただきたい。

【今後の空調設備整備計画】

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	計
設計費	9 2	—	9 2
工事費	3, 1 6 5	1, 5 9 0	4, 7 5 5
事業費 合計	3, 2 5 7	1, 5 9 0	4, 8 4 7
国庫補助金	1, 1 2 0	5 3 0	1, 6 5 0

※中学校全校（40 校）の設計を 27 年度に、工事を 28 年度に実施。

小学校全校（92 校）の設計及び半分（46 校）の工事を 28 年度に実施、

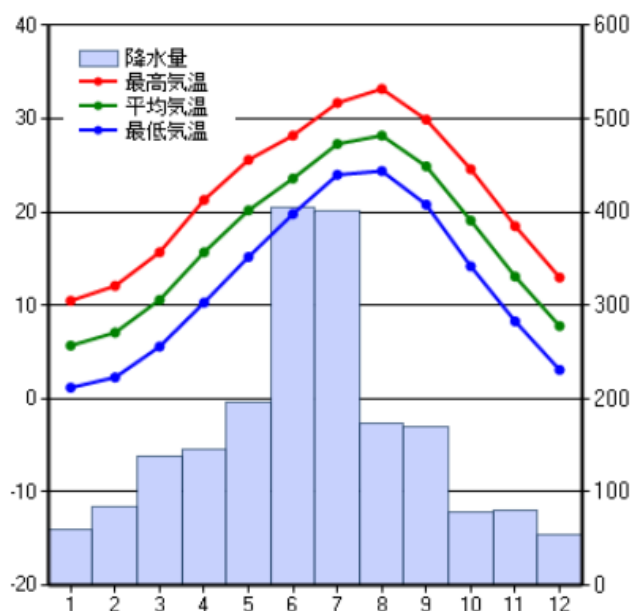
残り半分（46 校）の工事を 29 年度に実施予定。

※平成 29 年度国庫補助金は事業費の 3 分の 1（補助率）で算定

【 2016 年夏 熊本の猛暑日・真夏日等の日数のランキング 】

月別の平均気温、平均降水量、雨温図

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
最高気温(℃)	10.5	12.1	15.7	21.3	25.6	28.2	31.7	33.2	29.9	24.6	18.5	13.0	22.0
平均気温(℃)	5.7	7.1	10.6	15.7	20.2	23.6	27.3	28.2	24.9	19.1	13.1	7.8	16.9
最低気温(℃)	1.2	2.3	5.6	10.3	15.2	19.8	24.0	24.4	20.8	14.2	8.3	3.1	12.5
降水量(mm)	60.1	83.3	137.9	145.9	195.5	404.9	400.8	173.5	170.4	79.4	80.6	53.6	1985.8



○猛暑日の日数 26 日
(全国観測地点 8 位/930)

○真夏日の日数 92 日
(全国観測地点 40 位/930)

○平均 30 度以上の日数 17 日
(全国観測地点 27 位/930)

—気象庁データを基に作成されたもの—

引用サイト : weather. Time-j.net

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政的支援

【文部科学省・総務省】

熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧には相当の期間と多額の経費を要します。

しかしながら、国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はありますが文化財所有者の負担もあり、また、国指定以外の文化財については、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となり、文化財の復旧が進まない可能性があります。

つきましては、これらの文化財を確実に将来に守り継承していくため、次のとおり要望いたします。

- 一、国指定文化財等の復旧に向けた継続的な財政的支援及び助成制度を拡充していただきたい。
- 一、県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の復旧についての助成制度を創設していただきたい。
- 一、指定文化財の災害復旧に要した負担額（民間所有者への市補助金を含む）に対する確実な特別交付税措置を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

	現行	要望内容
一 国指定文化財等への継続的な財政的支援及び助成制度の拡充	・国指定：70～85%補助 ・国登録：設計費のみ70～85%補助	・国指定：70～85% ⇒支援の継続＋<u>補助率嵩上げ</u> ・国登録：設計費70～85% ⇒支援の継続＋補助対象の拡大（設計費＋工事費）＋<u>補助率嵩上げ</u>
二 県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定文化財：補助制度なし ・未指定文化財：補助制度なし	・<u>国庫補助制度の創設</u>
三 指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置： (地方負担額×0.8)	・<u>特別交付税措置(地方負担額×0.8)の確実な実施</u>

熊本城の復旧・復興に向けた財政的及び人的支援の継続

【文部科学省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、その復旧には、現時点で概ね 20 年の復旧期間と約 634 億円の復旧費用を要することが見込まれるとともに、高い専門知識と技術、人員を要します。

そのような中、先般、国においては熊本城の復旧に対して補助率の嵩上げなど特段の財政措置をいただくとともに、人的支援についても文化庁に熊本城復旧総合支援室を設置いただくなど特段の支援を賜り御礼申し上げます。

しかしながら、長い復旧期間と多大な費用を要する熊本城の復旧には、国の特段の支援継続が不可欠です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、熊本城の復旧・復興に向けて、現行の特段の財政的支援の継続と必要な予算確保を求めるとともに、人的支援についても特段の支援を継続していただきたい。

【熊本城の被害額】

(平成 28 年 9 月 14 日公表時点)

区分	被害額
石垣	約 425 億円
重要文化財建造物	約 72 億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約 137 億円
総額	約 634 億円

(注 1) その他関連施設として旧細川刑部邸 (約 5 億円)

(注 2) 現時点での概算値。今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い、変更がある。

厚生労働省

熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業

【厚生労働省】

本市では、熊本地震における仮設住宅等入居者への見守りや生活・健康相談など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施しています。

平成 29 年度においても、引き続き仮設住宅等入居者への支援を行っていくほか、恒久住宅への移行に向けた支援等についても取り組むこととしております。

つきましては、被災者の自立に向けて効果的な施策が展開できるよう、次のとおり要望いたします。

一、平成 29 年度生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助金について、必要な予算を確保し、本市が要望する事業費に対して適切な財政措置を講じていただきたい。

【平成 28 年 10 月末時点における調査件数及び世帯の状況について】

(単位：戸)

住居区分	訪問(延べ) ※不在分含む	調査 (聞き取り) ※郵送分含む	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ
			生活再建 可能世帯	日常生活 支援世帯	住まいの再 建支援世帯	日常生活・住 まいの再建支 援世帯
プレハブ仮設住宅	1,563	379	196	64	75	44
みなし仮設住宅	3,919	2,386	1,630	116	469	171
市営住宅等	920	438	152	53	179	54
合 計	6,402	3,203	1,978	233	723	269
割 合			61.8%	7.3%	22.6%	8.4%



(最終見込数)

	合 計	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ
想定世帯数	9,900	6,114	720	2,235	831
割 合	100.0%	61.8%	7.3%	22.6%	8.4%

※主に分類Ⅱ～Ⅳの世帯に対して、支援施策を実施していく。(対象世帯：3,800世帯)

子どもの医療費事業への財政措置等について

【厚生労働省】

将来を担う子どもたちを安心して育てていくための環境を整備していくことは、国を挙げての喫緊の課題です。

このような中、地方自治体においては、少子化対策の一環として子育て世帯の負担軽減を図るため、単独で子どもの医療費助成を行うなど、積極的な対策を講じていますが、対象年齢の引き上げ等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出において苦慮しているところ です。

また、自治体が地方単独事業として現物給付により医療費助成を行った場合に、医療費の波及増分について国保国庫負担金等を減額する措置は、医療費助成のあるべき姿とは無関係に、各自治体の国保財政に重大な影響を及ぼしています。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、全国的にも都道府県及び市町村がそれぞれ独自に財源を投入して医療費助成を実施しており、制度内容は全国一律とはなっていないところである。地方の財政力によって子どもの健やかな育ちに差異が生じることがないように、子育て家庭が経済的負担を心配することなく、安心して医療サービスを受けることができる子どもの医療費助成制度を創設していただきたい。

一、自治体が現物支給により医療費助成を行った場合の国保国庫負担金等の減額措置について、廃止していただきたい。

【熊本市の子ども医療費助成制度の対象年齢と助成範囲】

区分		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	小 1	小 2	小 3
入院	医科	無料			500 円						
	歯科	無料					500 円				
通院	医科	無料			500 円						
	歯科	無料					500 円				
調剤		無料									

水道施設の災害対策推進及び健全財政のための財政措置の拡充

【厚生労働省】

熊本地震の発生により、水道施設に甚大な被害が生じるなど、災害に強い水道施設の整備が課題となっています。これらの施設整備には、莫大な事業費を要しますが、直接料金収入の増加につながらず、財源のすべてを水道事業者の負担で賄うことは、極めて困難な状況にあります。

このような中、本市の老朽管更新事業は、要件緩和措置により認められた事業として、生活基盤施設耐震化交付金を活用しておりますが、本事業は平成 30 年度までとなっております。

つきましては、今後も、計画的に施設整備に取り組み、安定した水道事業運営を持続していけるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、取水・貯水・配水施設、管路など水道施設の災害対策を推進するため、ライフライン機能強化に伴う整備事業等の推進に当たり、要件の緩和、制度の拡充を図るとともに、所要の財政措置を講じていただきたい。

特に、耐震化率の低い事業体などへの措置について検討していただきたい。

- 一、水道事業経営基盤の安定化を図るため、水道施設等耐震化の推進に当たり、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講じていただきたい。

特に、大量に更新時代を迎える老朽化した水道管・基幹水道施設の更新・改良事業、水道施設における耐震対策強化のための事業費について、財政措置の拡充を図るとともに、アセットマネジメントの考えに基づく効率的な水道事業経営により資本費抑制に努めている事業体や経年化施設率の高い事業体の状況を踏まえた所要の財政措置を講じていただきたい。

経済産業省

グループ補助金等の継続実施及び対象者の拡大

【経済産業省】

熊本地震では、被災により多くの企業が休業を余儀なくされ、本市の基幹産業である農水産業、観光産業が壊滅的被害を受けたほか、製造業、商業・サービス業等においても甚大な被害が生じ、現在、行政、経済団体、民間が一体となって復旧さらには復興に向けた努力を行っているところです。

本市の商工業の設備、建物等の被害額は約 1,720 億円と推計され、その甚大な被害から復旧、復興を果たすためには、単年度だけではなく、複数年度にわたる支援の継続が必要となっています。

また、本市の誘致企業には大企業も多く、同じ被災企業であるにもかかわらず、グループ補助金の対象になっておりません。市民の多くがこれらの企業に雇用され、地場企業の多くがこれらの企業と取引を行っていることから、市民が復興に向けて安心して働き、生活を続け、地場企業が復興に向けて安心して事業活動を継続できるよう、これらの企業への支援が必要となっています。

つきましては、本市経済が力強く復旧、復興に向けて進んでいくことができるよう、次のとおり要望いたします。

一、グループ補助金及び小規模企業事業者持続化補助金について、次年度以降も継続的に実施していただきたい。

一、現在、グループ補助金の対象となっていない大企業への対象拡大を実施していただきたい。

【本市商工業の被害額（推計）】

業 種	被害額（単位：億円）
製造業	869
卸・小売・サービス業	829
宿泊業	22
合 計	1,720

製造業をはじめとした誘致企業や地場企業への多様な支援

【経済産業省】

熊本地震では、地場企業のみならず、本市の雇用の維持・確保・増大に重要な役割を果たしている誘致企業においても甚大な被害が生じています。

誘致企業の多くは、全国展開をしていることから、熊本地震による被災をきっかけとして本市の拠点の縮小、さらには撤退の可能性も懸念され、誘致企業が本市経済において果たしている重要な役割を鑑みると、これを何としても防止する必要があります。

また、熊本地震を受けて、本市の企業誘致における大きなアピールポイントの一つであった「自然災害の少なさ」が失われ、厳しい都市間競争の中、今後の新規の誘致活動が困難を極めることが予想されることから、本市の企業誘致の競争力を高める必要があります。

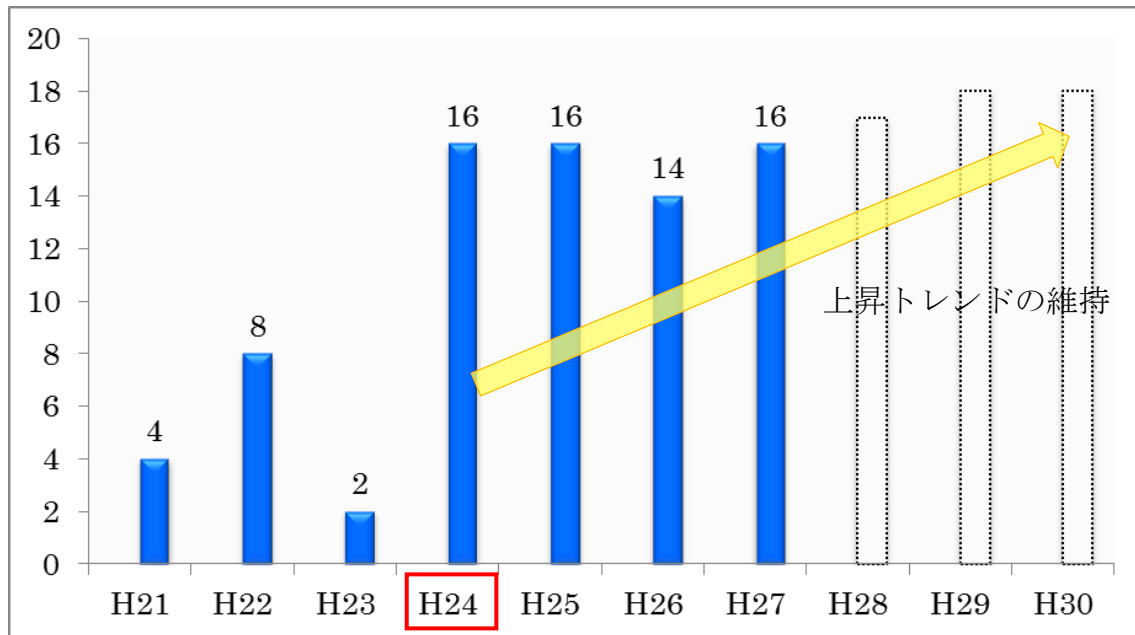
さらに、熊本地震により甚大な被害を受けた本市製造業は、事業再開に向けて工場等の施設や生産設備等に多額の復旧費用が必要となっており、復旧による将来的な固定資産税の負担の増加が見込まれていることから、被災した企業に対してキャッシュフロー面からの支援を行うことにより、早期の復旧から復興に向けた動きを加速させる必要があります。

つきましては、誘致企業や大規模投資を行う地場企業等に対して多様な支援を行うことが復旧・復興の大きな後押しになると考え、次のとおり要望いたします。

- 一、グループ補助金の対象とならない経費（生産機能、業務機能の他拠点への一時移管に要する経費）への支援を実施していただきたい。
- 一、本市の企業立地補助制度に対する国からの財政支援を実施していただきたい。
- 一、本市の企業立地促進補助制度における製造業者への市税相当額の補助に対する国からの財政支援を実施していただきたい。

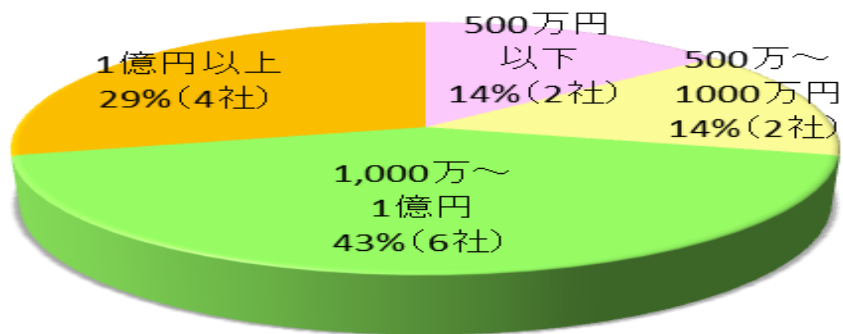
【企業立地件数の推移（平成 21 年度～）】

件数



政令指定都市移行

【製造業（誘致企業）の被害額割合】



商店街が実施する賑わい創出のための事業の促進

【経済産業省】

熊本地震により被災した商店街は、共同施設等については、商店街等施設等災害復旧補助金を活用し、年度内に復旧を実施する予定です。

その一方で、売上の減少や通行量の減少などを回復するため、集客力向上に向けた商店街組織によるイベント等を開催するなど、復興に向け活動してきました。しかし、多くの商店街は、いまだ完全には復興に至っていない現状です。

商店街によるイベント等の事業を実施することで、商店街の復興をアピールすることができ、商店街に足を運ぶきっかけにもなります。

つきましては、商店街等が自主的にイベント開催等の事業に取り組むことが出来るよう、次のとおり要望いたします。

一、商店街震災復旧等事業（商店街賑わい創出事業）を継続していただきたい。

一、商店街・行政・事業者等が連携して行っている賑わい創出のための事業に対する財政支援を講じていただきたい。

【商店街震災復旧等事業（商店街賑わい創出事業）】

国による商店街組織等への直接補助

補助率：定額（下限額 30 万円 上限額 100 万円）

平成 28 年度申請数及び申請団体数

- ・申請団体数：43 団体
- ・申請件数：92 件

国土交通省

宅地再建に必要な制度拡充等

【国土交通省・総務省】

熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生しており、熊本市における被害件数は約 7,200 件となっています。

このような中、平成 28 年度分の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化対策については、国より既にご支援を頂いているところですが、平成 29 年度以降も、その取り組みを推進し、被災者の一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、宅地再建が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、宅地耐震化推進事業において、

- ・ 高さ 2m 以上の擁壁崩壊について国庫補助の対象としていただきたい。
- ・ 地方財政負担の最小化のために特別な地方財政措置を行っていただきたい。
- ・ 補助率嵩上げ、事業の推進に必要な予算の確保をしていただきたい。

一、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業において、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【擁壁崩壊被害】



【液状化被害】



熊本城の復旧・復興に向けた、財政的及び技術的支援の継続

【国土交通省・文部科学省】

平成 28 年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、その復旧・復興には、現時点で概ね 20 年の期間と約 634 億円の費用を要することが見込まれるとともに、高い専門知識と技術も必要です。

このような中、国においては災害復旧事業等の国庫補助について特段の財政措置をいただくとともに、発災直後から熊本城公園の早期復旧に係る関係者間の調整会議や九州地方整備局への支援チームの設置など、技術的支援についてもご支援を賜り御礼申し上げます。

しかしながら、長い復旧期間と多大な費用を要する熊本城の復旧には、国の特段の支援継続が不可欠です。

つきましては、熊本城の復旧・復興に向けて、次のとおり要望いたします。

一、熊本城の復旧・復興に向けて、特段の財政的支援及び技術的支援を継続していただきたい。

【熊本城の被害額】

(平成 28 年 9 月 14 日公表時点)

区分	被害額
石垣	約 425 億円
重要文化財建造物	約 72 億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約 137 億円
総額	約 634 億円

(注 1) その他関連施設として旧細川刑部邸 (約 5 億円)

(注 2) 現時点での概算値。今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い、変更がある。

桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要な予算の確保

【国土交通省】

桜町・花畑周辺地区の再整備は、高度な都市機能が集積する中心市街地の広域交通拠点で行われる重要な事業です。

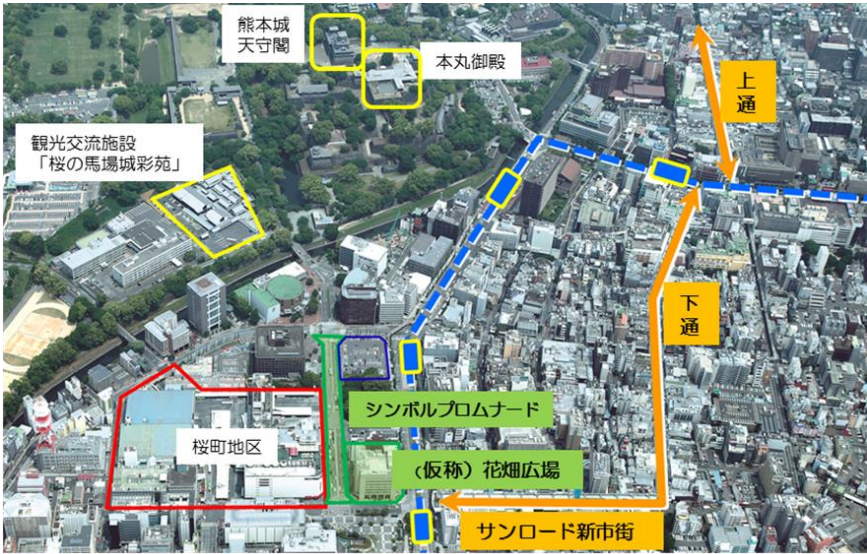
この度の熊本地震を受け、再開発事業においては、避難者や帰宅困難者等を支援する拠点として機能するよう、水道電気等のインフラの多重化や食料の備蓄などを図るとともに、今後は、周辺施設やシンボルプロムナード（広場）なども含めた地区全体を連携させ、防災機能を向上させていくこととしたところです。

さらに、熊本地震では、本市の地域産業の多くが甚大な被害を受けたことから、本事業を震災から新たな一步を踏み出す熊本の象徴として、また、地域経済を長期に亘り下支えする重要な事業として、熊本市震災復興計画の重点プロジェクトに位置づけて推進することとしたところです。

つきましては、本事業等の円滑な推進が図られるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、（仮称）熊本城ホールの整備を含む桜町地区第一種市街地再開発事業、並びに広場やシンボルプロムナードなどのオープンスペースの整備に必要な予算を確保していただきたい。**

【桜町地区市街地再開発事業等】



【工程計画】

	H29-30年度							H31年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月	
(仮称) 桜町再開発事業 熊本城ホール	解体工事							建築工事	
(仮称) シンボルプロムナード 花畑広場	整備計画							基本設計・実施設計 広場整備	

【所要額の推移】

年度	H28	H29	H30	H31	計
桜町地区市街地再開発事業	約27億円	約33億円	約39億円	約12億円	約111億円
桜町・花畑地区暮らしにぎわい再生事業	約71億円	約71.5億円	約74億円	約91億円	約308億円
(仮称) 熊本城ホール整備	約71億円	約71億円	約71億円	約71億円	約284億円
シンボルプロムナード及び(仮称)花畑広場整備	-	約0.5億円	約3億円	約20億円	約24億円
所要額	約98億円	約105億円	約113億円	約103億円	約419億円
うち国費	約31億円	約42億円	約41億円	約20億円	約134億円

年度	H28	H29	H30	H31	計
桜町地区市街地再開発事業資金貸付金(都市開発資金)	約30億円	約30億円	-	-	約60億円
うち国費	約15億円	約15億円	-	-	約30億円

熊本駅周辺地区における駅前広場整備に必要な予算の確保

【国土交通省】

熊本駅周辺地区では、平成 23 年 3 月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルート及び新幹線熊本駅の整備を契機とし、国・県・市一丸となり、再開発事業や土地区画整理事業、連続立体交差事業など、熊本の陸の玄関口として、都市の拠点性を高める基盤整備に取り組んでいます。

熊本駅白川口駅前広場の整備については、広域交通拠点としての機能向上を図ることはもとより、この度の熊本地震を受け、一時避難場所として利用できるスペースの確保や、有事の際に利用できる電源等のインフラ施設の設置を新たに計画するとともに、今後は、周辺施設なども含めた地区全体を連携させ、防災機能を向上させていくこととしたところです。

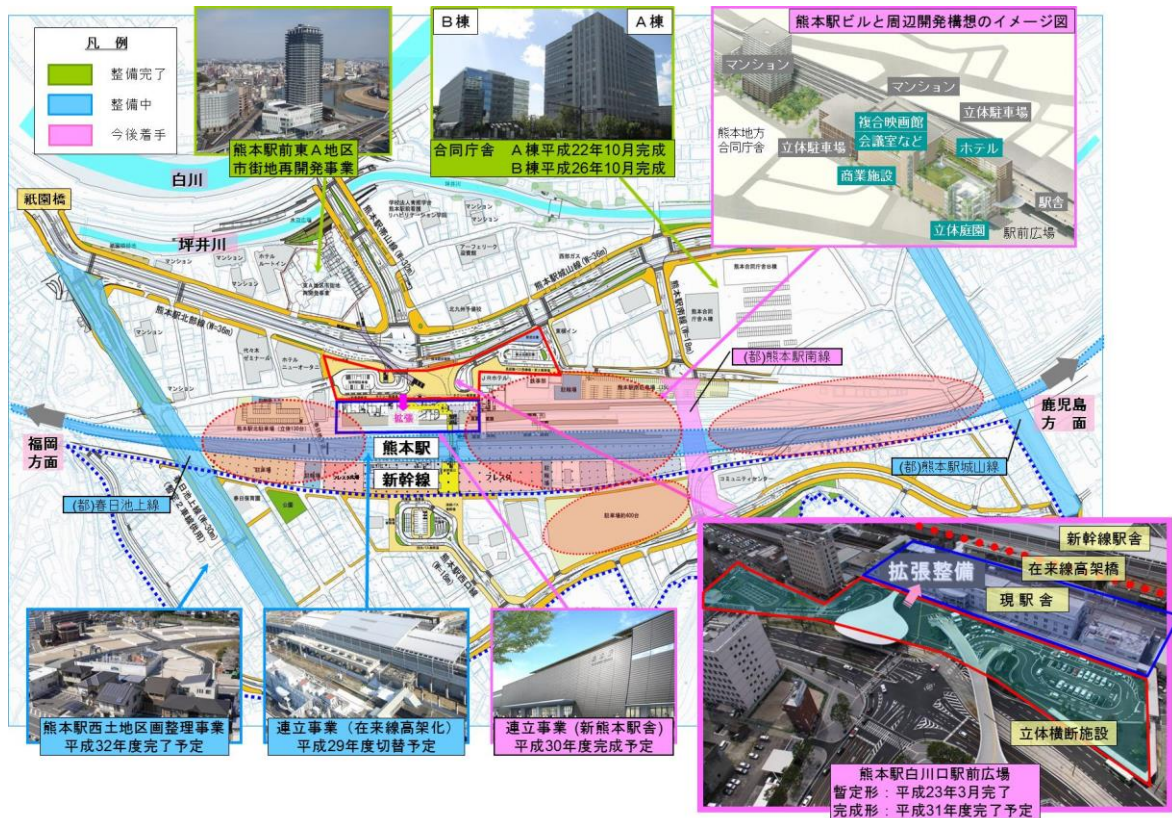
また、駅前広場の隣接街区では、本事業の完成に合わせ、民間投資による大規模開発が計画・公表されており、更なるまちの賑わい創出など、今後もストック効果の高まりが期待されているところです。

これらの駅周辺整備については、熊本市はもとより、熊本県全体のさらなる活性化につながることから、地元経済界や市民県民も大きな期待を寄せており、本市としても、本事業を熊本市震災復興計画の重点プロジェクトに位置づけ推進することとしたところです。

つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、平成 31 年度の事業完成に向け、熊本駅白川口駅前広場の整備に必要な予算の確保をしていただきたい。

【熊本駅周辺整備事業の概要】



【工程計画】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
連立	上り線	鹿児島本線下り線・豊肥本線			熊本駅 外壁工事	事業完了	
開発						鉄道跡地開発	
駅広	基本設計		実施設計 建物調査	駅舎補償 用地取得	駅広整備		事業完了

【所要額の推移】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
所要額	-	-	約2億円	約27億円	約55億円	約9億円	-
うち国費	-	-	約1億円	約15億円	約30億円	約5億円	-

熊本都市圏の骨格道路網の早期整備について

【国土交通省】

熊本地震の発生により、熊本都市圏の人流・物流の要である九州縦貫自動車道が寸断され、国道や県道をはじめとする幹線道路に深刻な交通渋滞が発生するなど、災害時における既存道路ネットワークの脆弱性が露呈されたところです。

このことから、熊本環状道路（国道 3 号熊本北バイパス、同植木バイパス、国道 57 号熊本東バイパス及び熊本西環状道路）、熊本環状連絡道路、中九州横断道路などの九州の縦軸・横軸となる地域高規格道路等、及び熊本市域内の幹線道路など、熊本都市圏の骨格を形成する道路網整備による災害発生時のリダンダンシー確保の必要性や、道路機能強化の重要性を強く再認識したところです。

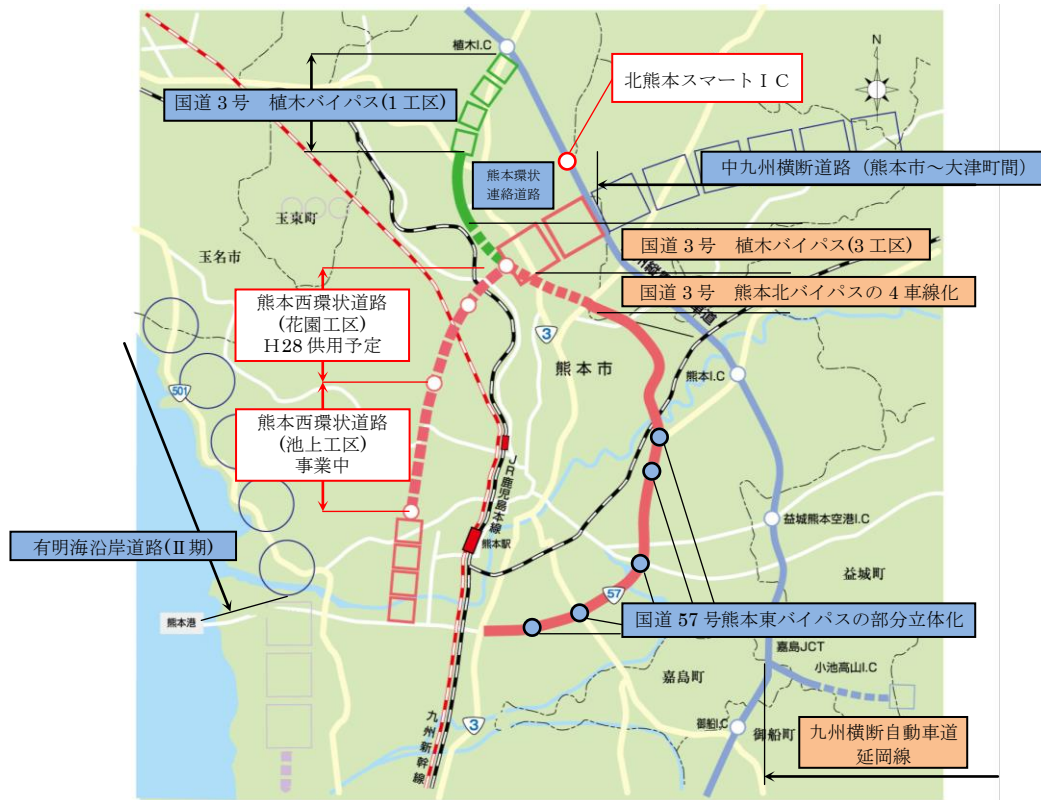
特に、南海トラフ巨大地震時には、熊本市は九州の災害対策において重要な役割を担うことから、東九州と熊本を結ぶ中九州横断道路や九州横断自動車道延岡線の整備は急務となっています。

また、これらの道路は、災害時のみならず物流や観光客の誘致、更には地域経済の活性化など、今後、本市を含めた圏域一帯が、地震からの復興を加速させて行くためにも大変重要な道路です。

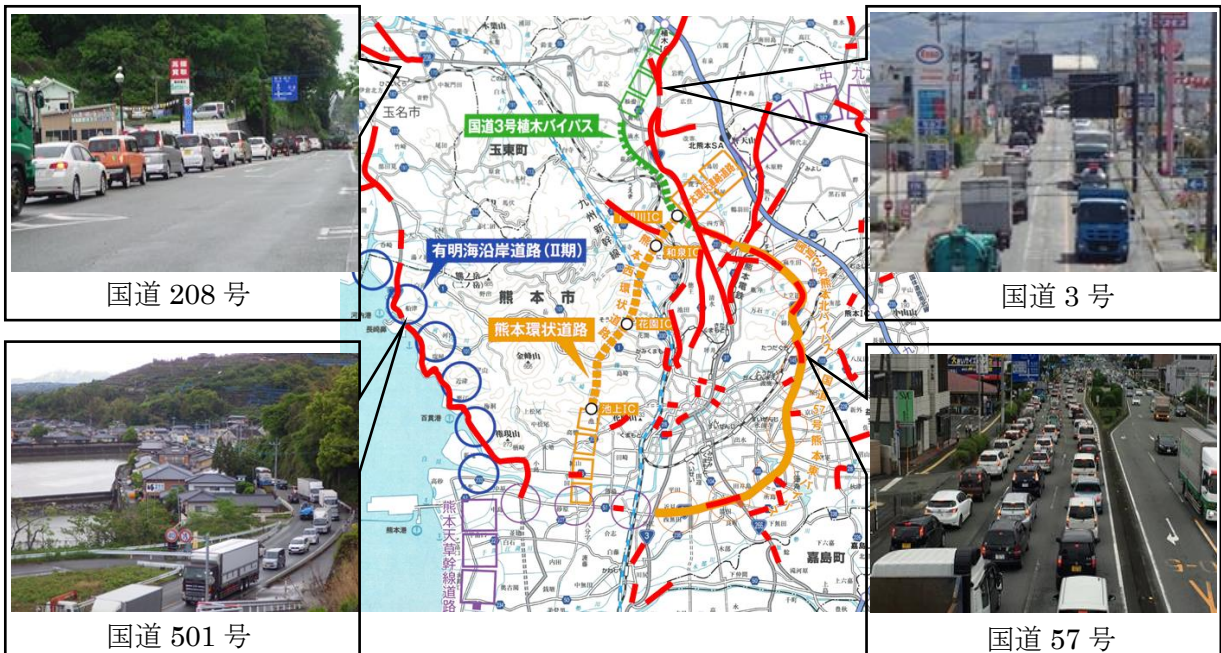
つきましては、熊本都市圏の骨格となる道路網の早期整備に向け、次のとおり要望いたします。

- 一、 国道 3 号熊本北バイパスの 4 車線化、国道 3 号植木バイパス（3 工区）及び九州横断自動車道延岡線の早期完成、並びに国道 3 号植木バイパス（1 工区）、国道 57 号熊本東バイパスの部分立体化、中九州横断道路（熊本市～大津町間）、熊本環状連絡道路及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）の早期事業化に向けて取組んでいただきたい。
- 一、 熊本西環状道路の整備に必要な予算を確保していただきたい。
- 一、 北熊本スマート IC（仮称）について、アクセス道路整備等の補助事業化を図り、整備に必要な予算を確保していただきたい。
- 一、 その他、熊本市域内の道路事業や、熊本駅周辺整備等に係る街路事業に必要な予算を確保していただきたい。

【熊本都市圏 道路ネットワーク図】



【熊本地震発生直後の道路渋滞状況(平成 28 年 4 月 17 日)】



【凡例】

旅行速度が 10km/h 未満



白川改修事業及び立野ダム建設事業の促進

【国土交通省】

白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町、熊本市など2市3町2村を貫流する1級河川です。これまでの治水対策により流域沿線は、治水安全度が向上し、河川整備のストック効果により半導体や自動車部品など、九州を牽引する企業が多く進出するようになりました。

また、平成27年4月に熊本市内の大甲橋から明午橋間で竣工した「緑の区間」では、市民に潤いと癒しを与える新たな空間の整備によって、イベントの開催などによる街中の新たな賑わいが創出されてきています。

一方で、平成24年7月の九州北部豪雨では、熊本市内上流部の龍田地区において、家屋の流失や床上、床下浸水など甚大な被害が発生し、中心市街地付近においても、越水寸前まで至りました。

白川改修及び立野ダム整備は、そのストック効果により経済の好循環や市民への潤い・癒し・賑わいを創出し、安全・安心な生活に大きく寄与するものであり、その整備促進は熊本市にとって必要不可欠となります。

つきましては、ストック効果による街中のさらなる賑わいの創出と、治水安全度の向上を図るため、次のとおり要望いたします。

- 一、**白川の緊急対策特定区間事業や激甚災害対策特別緊急事業の実施及び立野ダムの建設については、早期完成に向けて取り組んでいただきたい。**

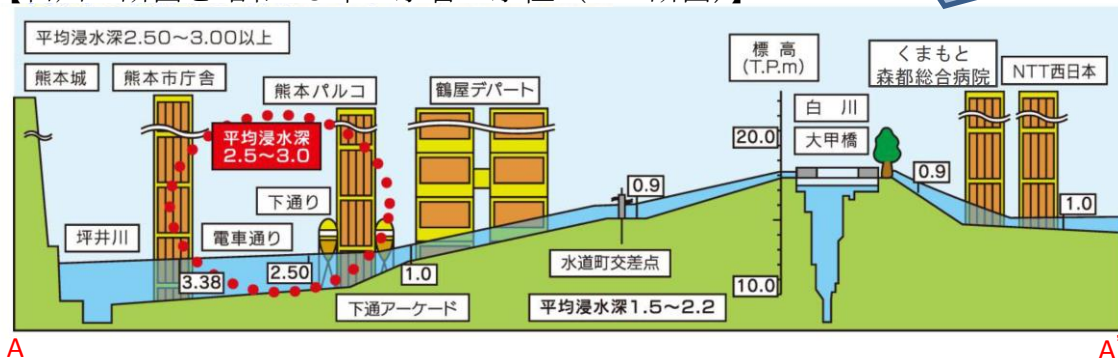
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位 (A-A'断面)】



下水道事業における市町村合併支援措置の延伸

【国土交通省】

本市の下水道事業に係る財政計画は、平成 23 年度に「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定し、事業を実施しています。

当該計画では、当初、市町村合併支援措置が終了する平成 28 年度からは、歳入の減少により、事業を縮小し、未普及解消事業を先送りした形となっておりました。

しかしながら、平成 27 年 12 月、国の格別のご配慮により、平成 28 年度以降も、市町村合併後、10 年間の支援措置の延伸が閣議決定され、未普及地域の概ね 10 年概成に大きな追い風となっていたものの、今年 4 月に発生しました平成 28 年熊本地震により、工事実施中の箇所が被災し、工事の中止を余儀なくされたり、災害復旧事業に、2 箇年の期間を要するなど、計画通りの整備が困難な状況となっております。

つきましては、国の支援制度を有効に活用し、未普及地域の 10 年概成を実現できるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、社会資本整備総合交付金において必要な予算を確保するとともに、平成 28 年熊本地震で被災した市町村に対し市町村合併支援措置の事業期間を 2 箇年延伸できるよう特段のご配慮をいただきたい。

【下水道の被害状況】



被災前に発注した工事は、地震による被災により、工事の継続が困難となった。

災害復旧工事を優先せざるを得ず、当初予定していた事業の実施が困難となった。

また、面整備で執行を予定していた単独費は、復旧事業の財源とした。

環境省

循環型社会形成推進交付金予算の確保及び制度拡充

【環境省】

本市では、東部環境工場と西部環境工場の2施設において、熊本市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市内から発生する一般廃棄物の適正処理を推進しています。

これらの施設のうち、東部環境工場については、平成6年3月の供用開始から約22年が経過しており、経年的な老朽化が顕著となってきたことから、維持管理費の増加や突発的な故障等が懸念される状況にあります。したがって、東部環境工場の機能回復及び省エネルギー化を図り、安定的かつ効率的な処理体制の維持と二酸化炭素搬出量の削減を目的として、東部環境工場基幹的設備改良事業を実施するものです。

循環型社会形成推進交付金を活用する本事業の目的は、まず交付要件としてあげられた温暖化対策に寄与すること、特に二酸化炭素排出量の削減につながることです。

つきましては、本事業の前後で二酸化炭素排出量削減に寄与する省エネルギー化、熱エネルギー回収量及び発電量の増加等の技術的な工夫や設備導入が必須となるため、次のとおり要望いたします。

一、本事業が計画的に実施できるよう、要望に見合う交付金を満額確保できるように財政措置を講じていただきたい。

また、基幹改良事業に含まれない廃棄物処理施設の安定的かつ効率的な稼働において、必要不可欠である主要設備の補修・更新は、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象としていただきたい。

【スケジュール（案）】

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	概算金額 (百万円)
長寿命化総合計画策定 (施設保全計画分)								-
長寿命化総合計画策定業務委託 (延命化計画分)								8 ※1
基本設計等 (発注書作成、設計書作成)								-
東部環境工場基幹的設備改良工事								7,324 ※2

※1 交付率1/3
※2 交付率1/2(CO2削減率3%以上)
交付率1/3(CO2削減率1.5%以上)